

給付金 収入制限限度額表(家計急変者)

・受給者および扶養義務者の、令和2年2月以降の任意の1か月を12倍した金額(1年間の収入見込額)が、下の表の**限度額未満**である方が対象となります。

★収入計算方法

- ①令和2年2月以降の任意の1か月の給与収入
 ②(養育費+事業収入+不動産収入+年金)
 ※①②ともに可能な限り申請月から直近の月



$$(\text{①} + \text{②}) \times 12 \text{ か月}$$

※給与収入以外に②(養育費+事業収入+不動産収入+年金)がある方は必ず加算してください。

扶養親族等の数	受給資格者本人	扶養義務者 配偶者(障害など) 孤児等の養育者
0	3,114,000	3,725,000
1	3,650,000	4,200,000
2	4,125,000	4,675,000
3	4,600,000	5,150,000
4	5,075,000	5,625,000
5	5,550,000	6,100,000

(円単位)